

家族の役割と支援

〔任意後見・生前契約受託機関 NPO りすシステム〕

●組織の概要

1993年秋、生前契約は「LiSS（りす）システム」（Living・Support・Service・システム）として産声をあげました。

動機は『もやいの会』（別項）の皆さんから、葬儀など死後のこと、生前に困っている入院や、老人ホームの保証人などを引き受けて欲しい、という切実な要望があったからです。

創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、仕事の監視とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月、「りすシステム」は生前契約の受託機関としてNPO法人になりました。その結果、一段と活動の範囲も、業務の質も向上し今日に至っています。

〔名称〕 特定非営利活動法人りすシステム

〔主たる事務所〕 東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

〔本部〕 東京都千代田区九段北1丁目4番5号 5階

〔支部〕 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分

〔役員構成〕 代表理事：杉山 歩

他理事10名

監 事：藤井正雄、清水勇男

●活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

●めざすもの

最期まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。

「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までを一貫してサポートできることになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

●事業の内容と役割

1. これまで家族が担っていた、日々の暮らしの中で人が生きていくために必要な仕事（日常生活支援）
2. 老人ホームや賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術の付添いや身元引受保証
3. 認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート（任意後見契約・法定後見人の受託）
4. 死後に発生する様々な仕事や事務処理の引受（葬儀の主宰や家族への支援を含む）
5. その他

生涯安心生前契約 家族の役割 引き受けます

任意後見・生前契約受託機関

特定非営利活動法人

NPO りすシステム

本 部：東京都千代田区九段北1丁目4番5号 5階

TEL：03-3511-3277

FAX：03-3511-3278

E-mail：liss-system@seizenkeiyaku.org

URL：http://www.seizenkeiyaku.org/

あなたの眼となり口となり 死後の支払い 引き受けます

NPO 特定非営利活動法人

日本生前契約等決済機構

本 部：東京都千代田区麹町4丁目5番10-201号

TEL：03-3221-4646

FAX：03-3221-4653

E-mail：pag@kessaikiko.org

URL：http://www.seizenkeiyaku.org/

監視と支払い

〔NPO日本生前契約等決済機構〕

●組織の概要

2000年2月、当時の経済企画庁（現内閣府）よりNPO法人として認証を受けスタートしました。

りすシステムの「生前契約」という仕組みの趣旨に賛同して関わっていた公証人、法律家等の専門家、学者など多くの人々が、発起人や役員になってNPOを立ち上げました。

〔名称〕 特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構

〔本部〕 東京都千代田区麹町4丁目5番10-201号

〔役員構成〕 理事長：長吉 泉

他理事8名

監 事：清水勇男

●活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

●めざすもの

「死人に口なし」。よく言われる言葉です。日本国憲法でさえ死者に人権を認めていません。しかし、生前契約は死者の尊厳を認め護りたい、護ってほしいと求めている人の願いに応えたい、そんな思いを出発点にしています。

決済機構は、生前に死後の備えとして葬儀などについて契約された内容、成年後見事務の履行、さらに日常生活における支援業務など、受託機関の行う仕事が適正に行われるよう監督・保証するのが役割です。

●事業の内容と役割

1. 公正証書遺言執行の引受
2. 受託機関が行った仕事が契約通り実行できているか否かのチェック。仕事が不十分な場合の督促や是正勧告
3. 遺言執行によって換金した資金の、仕事を確実に行った機関や人への支払
4. 利用者が「まさかの時」に備えたお金の管理、支払の代行
5. 契約をした仕事を全て完了した後に残ったお金（余剰金）の精算や管理
6. 契約による数年、数十年先までつづく、墓の管理など超長期に亘る仕事の監理、支払代行
7. 生前契約アドバイザー、成年後見コーディネーターの資格認定
8. 生前事務委任契約における監督人の引受や、家裁から選任された場合の各種後見等の監督人の引受
9. その他、生前契約システムが円滑に機能するために必要な業務

〈誰が仕事をしますか？〉

利用者から契約により依頼されている仕事を行うには、決済機構が資格認定した生前契約アドバイザーがコーディネートします。

本当の実務は「生活支援サービスステーション」を中心に、各地域の介護支援事業者やNPOなどの協力を得て、適切に業務を行います。

死後事務については、日本全国、いつ、どこで、何が発生しても、例えば旅行中でも対応可能なように、全都道府県に一社以上の霊柩事業者などの関連業者に、万一の際の協力要請をしてありますので安心です。

〈どこでサービスが受けられますか？〉

生前契約アドバイザーや成年後見コーディネーターに加え、それぞれの地域で能力と熱意のある人材の結集を図り、「生活支援サービスステーション」を立ち上げ、利用者を支援する体制を整備しています。

入退院、通院時のサポート、外出時や旅行の付添い、話し相手、買い物への同行など、日常の生活支援をはじめ、突然発生した身近な方の葬儀の相談や見積書のチェックなど、喪主となる方のサポート等にも積極的に対応します。本部をはじめ札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分など、りすシステム支部を拠点にサービスを行います。

〈もやいの碑・もやいの会とは？〉

我が国における本格的な生前契約のスタートは、1990年6月の「もやいの会」の創立です。

東洋大学元学長で、今は亡き磯村英一博士の提唱により、東京巣鴨の地に、地縁も血縁も超え、志のある人なら人種・性別・貧富の差を超越した、新しいスタイルの墓『もやいの碑』が誕生しました。それに呼応して「もやいの会」を組織し、磯村博士は終生その会長を務め、今日では生存会員約4,000人、死亡会員約1,300名を数えるに至っております。りすシステムは、この「もやいの会」の学習会での要望をきっかけに実現しました。

〈生前契約アドバイザーと成年後見コーディネーター〉

新しい仕組みやサービスが世の中に出現した場合、その利用の手助けをする専門家が必要になります。生前契約アドバイザーは、生前契約を利用しようとする方の、手となり、足となってお手伝いをする、専門的な知識や技能を身につけたボランティア的専門職業人です。決済機構は現在約100名を「生前契約アドバイザー」「葬送支援アドバイザー」として資格認定しています。また、任意後見契約の受任件数は既に1,000件を超えていますので、「成年後見コーディネーター」という高度な専門職の育成や資格認定が必要になり、現在準備中です。

☆人が一人死ぬことで、想像もつかないくらい多くの仕事（死後事務）が発生します。法律等により「必ずしなければならないこと」などをパッケージ化したものが「基本型死後事務委任契約」です。

生前契約基本契約を締結した方は、基本型の他、自由選択メニューなどを委託することができます。

【基本型死後事務委任契約のメニュー】
価格50万円

I-①死亡の確認

- ②死亡診断書の申請、受領または死体検案の請求、死体検案書受領
- ③死亡届と火埋葬許可申請
- ④火埋葬許可証の受領
- ⑤火葬手続（火葬の申込、火葬許可証の提示）
- ⑥火葬を行なったことを証明した書面の受領
- ⑦収蔵（納骨堂）、埋蔵（墓処）手続
- ⑧遺言執行代理・代行（戸籍簿または除籍簿の謄本、抄本、住民票、死亡原因および死亡の事実を証明する書面の交付請求・受領）
- ⑨契約履行報告書の作成
- ⑩アドバイザーの立会監理
- ⑪決済機構への代金請求
- ⑫連絡すべき先への死亡通知等

連絡先（5件以下）：氏名、住所、電話番号、FAX番号を事前に登録

II-①遺骸処理

- ②遺骸の着衣を調達（死に装束）
- ③柩（エコクラフィン）の調達
- ④納棺施行
- ⑤遺体搬送
- ⑥遺体保管
- ⑦収骨容器（標準骨壺）調達
- ⑧火葬料の支払
- ⑨収骨施行
- ⑩焼骨の搬送（火葬場より一時保管場所または納骨場所まで）
- ⑪焼骨の一時保管
- ⑫収蔵または埋蔵施行
- ⑬上記に関する施行監理

III-医療保険、各種年金の死亡による資格喪失届出手続代理・代行

IV-①基本型死後事務に係る遺言執行

- ②基本型死後事務に係る監理、監督
- ③基本型死後事務に係る遺言執行報告

【自由選択型死後事務委任契約のメニュー（一部）】

- ①儀式（通夜、葬儀、お別れ会など）
- ②宗教儀礼（通夜、葬儀、偲ぶ会等での読経や儀式など）
- ③柩の中や上などへの供花
- ④友人、知人への死亡連絡（基本型による5名を超える場合）
- ⑤会葬者などへの返礼
- ⑥遠隔地への収蔵、埋蔵の施行
- ⑦年忌法要の施行代理・支援
- ⑧家の片付け
- ⑨不要品の処分
- ⑩賃貸住宅等の返還事務
- ⑪ライフラインの停止手続および料金精算事務
- ⑫ペットの処遇
- ⑬各種カードの解約、返還等
- ⑭各種資格の返還、加入団体に対する挨拶や退会届
- ⑮祭祀用具の処分
- ⑯個人情報 の消去（パソコン、携帯電話など）
- ⑰死後の社会参加（自分の死後の香典、お祝いなど）
- ⑱その他

＜生前契約とは？＞

人は、いつ、どこで、どんな災いに遭遇するかわかりません。十分な判断能力のあるときに、自分の意思で、死後のことや、万一判断能力をなくしたときのことを考えておくことが必要な時代になりました。その結果、どんなときにどんな支援が必要か、を決めて契約しておくのが「生前契約」です。これまでは、療養看護や最期の看取り、葬儀などは、家族の役割でしたが、これからの新しい時代を生きていく私たちには、「自分らしい生き方」の選択と同時に、自己責任で「死」など、不測の事態に備えておくことが必要となります。

生前契約は、「死後事務」と「生前事務（後見事務）」に大別されます。

＜死後事務とは？＞

人が一人死ぬことで必要となる仕事が生じます。どうしてもしなければならないことは想像以上にたくさんあります。その仕事の中には、「誰もが必ずしなければならないこと（基本型死後事務）」と「その人に限って必要なこと（自由選択型死後事務）」があります。「死後事務委任契約」を結ぶにあたっては、自分にとっては「何が必要か」を考え、必要なことだけを選択して依頼することができます。

＜生前契約基本契約書とは？＞

「何時でも」「どこでも」「誰でもが」「安心して利用できる」生前契約の目的を、実務の面から改革し実現した結果が、この基本契約書です。

利用申込をして必要な書類を提出すれば、直ちにりすシステムが提供するサービスを利用することができます。

契約した方が何か困ったとき、要請があれば直ちに対応します。それに要した費用は利用者が支払います……という極めて当たり前のことを定めた契約です。

これに加えて決済機構が仕事の内容をチェックし、預託金などで支払いの代行をするという点が、他の類似のものに比して利用者にとって大きな安心を得られることです。

＜生前事務とは？＞

日々の暮らしの中で不測の事態が起こったとき誰かの助けがほしい、そんなとき役立つのが生前事務委任契約です。

これまで家族が当然のこととして担ってきた仕事を、第三者に依頼することで、安心して生活が保障されます。

公正証書とは？

公正証書は、依頼人の意思によって、公証人が作成する公文書です。公証人は、法律のエキスパートを、法務大臣が任命する特殊な公務員です。

生前契約は、長い期間にわたる大切な契約ですから、契約書等は公正証書にしておくことが原則です。公正証書にしておけば、何か疑義が生じたときには、公文書として強力な証明力により証拠となり、契約内容を確実に護ることができます。

生前契約で作成する公正証書には、右の1～3があります。

1. 生前事務委任契約 公正証書

日々の暮らしの中で、「こんなことをしてほしい」という基本的なことを、あらかじめ取り決めておく契約です。

この契約は、「利用者」と「りすシステム」との間で結ばれ、実際に仕事をするのは「りすシステム」。その仕事を監理し利用者に対し保証するのが「決済機構」です。

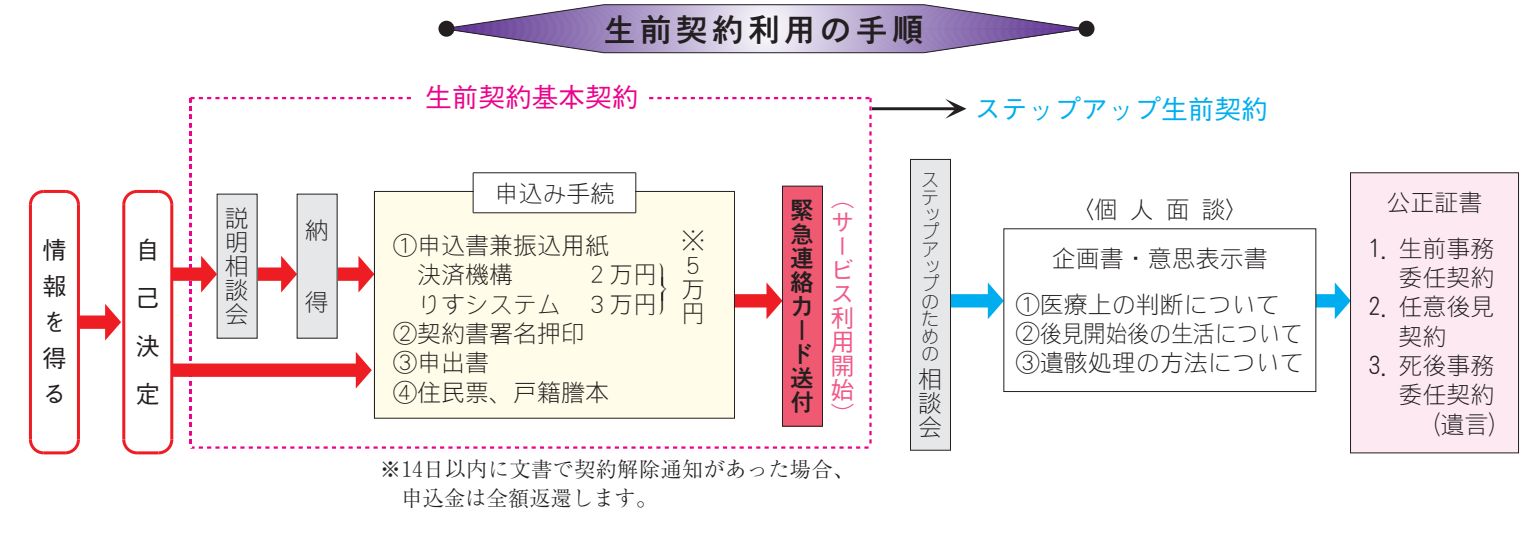
2. 任意後見契約 公正証書

自分はボケるか、ボケないで生涯を終えるのかは分かりません。その心配に備えるのが「任意後見契約」です。公正証書の内容は、法務局に登録され、契約をした人々にとって必要になったとき、関係者の請求により家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、契約の効力が生じます。長い高齢期をより豊かに、美しく、楽しく、安心して生きるための「安心保険」です。

3. 死後事務（遺言）公正証書

自分が死亡した後、こんなことをしてほしい、そのために必要な費用を準備しておく、費用が余ったら誰々にあげてほしい、などの内容が記載されます。

遺言をした人が亡くなると同時に、遺言の効力が生じ、その内容は遺言執行者「決済機構」によって、実行されます。



☆公正証書を作成した後は、以下のメニューはどれでも利用できます。但し、自分が依頼する仕事を行うために必要と思う額を決済機構に「預託」しておくくと便利です。

【生前事務委任契約のメニュー（一部）】

I 保証に関すること

- ①病院に入院するときの保証
- ②手術の事前説明や経過を聴き、手術の立会をする
- ③賃貸住宅契約の代理、入居保証や身元引受
- ④有料老人ホーム入居契約の代理、保証、身元引受
- ⑤居住型介護施設（特養ホームなど）の調査の支援や入所手続きの代理、身元引受
- ⑥麻酔が効いているときの判断並びに医師との対応
- ⑦仕事は見つかったが保証人がいないときの保証人の引受
- ⑧海外旅行時の緊急連絡先の受託、身元引受
- ⑨公営住宅等入居時の緊急連絡先の受託
- ⑩障害を持つ子どもの将来に対する支援や保証
- ⑪緊急連絡先として、警備保障会社等への登録

II 財産管理

- ①金融取引の代理
- ②不動産管理の代理（家賃の集金、修繕、税金の納付等）
- ③ゴルフ会員券など証券の管理
- ④日常生活に必要な療養看護費用の支払い代行・代理

III 日常生活・療養看護（りすシステムの監理のもとで、必要に応じて協力団体へ依頼します）

- ①話し相手、相談など
- ②外出時の付添い（観劇、旅行など）
- ③買い物への同行、商品説明を共に聴き適切な判断をするための助言
- ④住み替えや老人ホーム探しの情報提供や支援、契約の代理
- ⑤引っ越し、家の片付け、模様替などの代行や代理契約
- ⑥ペットの世話に必要な支援
- ⑦墓参、墓掃除等の代理、代行
- ⑧関係者の葬儀等の支援（葬儀社選びや見積書・請求書のチェック）
- ⑨安否の確認（センサー利用、電話、訪問など）
- ⑩急病のときのサポート（高热で朝起きられないときなど）
- ⑪緊急時の子どもの世話（通院、その他急な外出など）
- ⑫介護認定の立会並びに介護契約の代理、介護支援事業者等とのサービス提供契約の立会、代行、代理
- ⑬公的な福祉サービスの受給手続きの代理、監視、助言
- ⑭医者選びの手伝い、治療方針を共に聴き、適切な治療を受けられるよう支援し、必要があれば医療契約の代理
- ⑮ＩＣＵの中に入れる資格と病狀の的確な把握と対応
- ⑯セカンドオピニオンのサポートと対応
- ⑰財産や子供達との関係を調整してほしい（養子を迎えたい、認知をしておきたいなど）
- ⑱その他

【生前契約利用に要する費用】

①申込金	50,000円（利用申込時）
②生前契約分担金（前期）	100,000円
③生前契約分担金（後期）	50,000円
④システム維持費	I型 500円・II型 1,000円（毎月）
⑤具体的な事務については別途規定による。	
⑥公正証書作成費用（公証役場へおよそ10万円）	

【預託金制度について】

生前事務、死後事務に必要な費用を、事前に決済機構に預託することができます。決済機構は、りすシステムが行なった仕事を確認した上で、預託金の中から支払いを代行します。預託金は、契約が終了した時点で精算されます。